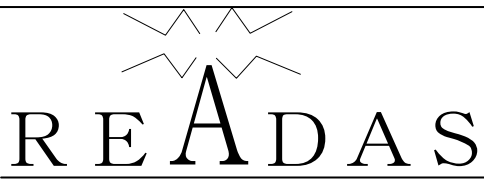


第 5370 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 12月 15日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 年末調整における改正点

Q：今年の年末調整ですが、昨年と変わっているところがありますか？

A：次の点が変わっています。

【解説】

今年の年末調整で昨年と違う点は、次のとおりです。

① 所得税の最高税率の引上げ

所得税の最高税率が平成25年度の税制改正によって、次のように変更になっています。

【改正前】

課税所得金額が1,800万円超→40%

【改正後】

課税所得金額が4,000万円超→45%

この改正によって、源泉徴収税額表等が改正されています。

② 住宅借入金等特別控除の適用期限の延長

住宅借入金等特別控除の適用期限が、平成29年12月31日から平成31年6月30日まで1年6月延長されています。同様に、次の適用期限も1年6月延長されています。

・特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

・認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

・東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

